

平成27年度 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

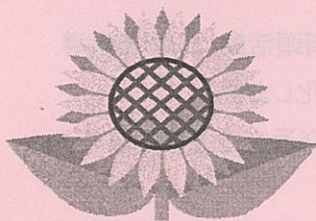
夏のシジャーなどによる過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

平成27年7月11日（土）～7月20日（月）の10日間

スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから
交通ルールを守って 夏を楽しく安全に



重点

1. 過労運転・無謀運転の防止
2. 子どもと高齢者の交通事故防止
3. 自転車走行マナー向上と自転車の交通事故防止
4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
5. 踏切の交通事故防止

◆◆◆横浜市における平成26年中の状態別年齢層別発生件数◆◆◆

全体

15歳以下 90件	16～19歳 306件	20～29歳 1535件	30～39歳 1826件	40～49歳 2453件	50～59歳 1665件	60～64歳 873件	65歳以上 1897件	当事者不明 344件
--------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------	---------------

自動車乗用中

15歳以下 0件	16～19歳 128件	20～29歳 1249件	30～39歳 1626件	40～49歳 2241件	50～59歳 1551件	60～64歳 816件	65歳以上 1782件
-------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

二輪車乗用中

15歳以下 2件	16～19歳 128件	20～29歳 232件	30～39歳 160件	40～49歳 175件	50～59歳 91件	60～64歳 39件	65歳以上 76件
-------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	---------------	--------------

自転車乗用中

15歳以下 64件	16～19歳 47件	20～29歳 48件	30～39歳 38件	40～49歳 32件	50～59歳 15件	60～64歳 15件	65歳以上 30件
--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------

歩行中

15歳以下 24件	16～19歳 3件	20～29歳 6件	30～39歳 2件	40～49歳 5件	50～59歳 8件	60～64歳 3件	65歳以上 9件
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------



各機関・団体の主な取り組み



共通事項

1. 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動や子どもを犯罪被害者から守る活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

1. 区ごとに、その地域の交通事故実態に即した交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
2. 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 自動車の安全運転を徹底するため、エコドライブを推進します。

警察

1. 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し、検挙措置を強化します。
2. 自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨するTSマークの普及に努めます。
3. 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
4. 高齢運転者に対する交通安全指導と交通安全教育を推進します。
5. 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

地域・家庭

1. レジャーや帰省などの遠距離ドライブでは、過労運転にならないよう余裕のある計画を立てます。
2. 自動車運転中は、子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、原則・徐行・一時停止するなど、「思いやりのある」運転を実践します。
3. 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいます。

教育関係

1. 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないよう、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
2. 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・放置自転車課
電話(671)2323